

電子申請サービスに係るシステム安全対策の概要

電子申請サービスは、通信回線を通じてシステムを結合する（住民等⇔共同運営センターの間はインターネット、共同運営センター⇔区の間はLGWAN回線）ため、次の安全対策を講じる。

1. 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守して、システム開発、運用を行う。
2. 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
3. インターネット側と共同運営センター内ネットワークとは分離すること。ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
4. 共同運営センター内の機器等は冗長構成（信頼性向上のため予備機を設置）とする。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止する。
5. 共同運営システムにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得する。取得したログは、定期的に分析を行う。
6. 業務担当職員ごとに ID・パスワードを設定し、アドレス情報を電子申請システムに登録することにより、業務担当職員を特定し、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
7. 利用者ごとに ID・パスワードを設定し、アドレス情報を電子申請システムに登録することにより、利用者を特定し、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。